

臻撮合転舌歯音字の仮名遣について

沼本 克明

一 序

臻撮合転所屬の歯音字及び舌音字、例えば春、屯、等の表記に古く「スキン」「ツキン」「ツキン」「チキン」等の表記が見られる事は既に先学の指摘されている所であるが、只仮名遣上からは、これ等の表記は無理に合口表記したもの、或いは、当時一般の表記ではなく、学者の訓みであり、従つて本邦の音韻上には合拗音としてはカ行合拗音のみしか存在しなかつたとも説かれるのである。⁽¹⁾

確かに、漢字音というものが根源的には外来語音である以上、日本語音韻体系への消化過程に、理論的な音形や理論的な表記形が当時の学者の世界にのみ行われていた可能性は十分有り得るのである。

然し乍ら、今、スキン・ツキン等の表記の見られる字の中國原音の音価をカールグレン氏の推定音で示せば〔uen〕(入声は〔uie〕)であつて、少くとも原音の側からは「スキン」「スキツ」等が無理に合拗音化されたものとするのは妥当な見方ではない様に思われる。本稿では、この様な疑問から出発し、再度、本邦字音史上に於ける「ーキン」「ーキツ」型表記を取るサ行・タ行合拗音の位置を考え、併せて一体字音の歴史的仮名遣はいかに把握すべきか、について考えてみようと思ふ。

二 悉曇学者明覚の觀察

当面問題となるのは切韻韻目で言えば諱(上去声を含む)韻及び術韻の歯音字及び舌音字なのであるが、これ等の字の仮名遣を江戸時代の諸学者はどの様なものとして定めていたかを見ると、本居宣長「字音仮名用格」(安永五年刊本)では、「ぢゆむ」「ぢゆむ」「ぢゆつ」「ぢゆつ」の下に全てが収められており、白井寛蔭「音韻仮字用例図」(万延元年刊本)でもほぼこれと同じく「ぢゆん」「ぢゆん」「ぢゆつ」「ぢゆつ」の下に全てが収められているから、大旨江戸時代では、これ等を開拗音と認めていたと考えられる。

ただ、太田方全斎の「漢吳音図」では、韻鏡図上の次の字には合拗音も認めている。

椿ツキヌ、屯ツキヌ(以上舌音)

辱スキヌ、率スキヌ、出スキツ(以上歯音)

その他の当該漢字には全て、漢音として「ツヌ」「チュヌ」「ヌ」「ツユヌ」、吳音として「ツニ」「チュニ」「ソニ」「スニ」「スチ」の仮名しか与えられていない。何故先述の五字にのみ合拗音を認めたのか詳らかにしないが、恐らく何らかの古書の実際の表記形を採用したものであろう。ただし、この合拗音形は、漢音でも吳音でもないものとして認めていたようである。

さすれば江戸時代の音韻学者は、当該字の仮名遣を、漢音、吳音共に開拗音と認めていた事になる。この江戸時代の考え方に根拠を

置く今日の字音仮名遣も従って亦、これ等の仮名遣を開拗音として認定しているのである。

扱、ここで、時代を廻り、中古の学者が当該字の音をいかなるものと認めていたかに関して注目すべき記述が有る。

即ち、悉曇学者明覚(一〇五六―?)は、その著「反音作法」(嘉保二年一〇九六一写本、「国語学大系本」に依る)の中で次の様な記述を残している。

「問凡字居追反遼字渠追反裴字渠佳反此三字、人皆云クキ何不似耶。答渠追反クイト被反クイトクキト云也。

問春字ハ子尹反尹ノ字、キン也子尹ハシント被反人何云シキント。答キハウイ也キンハウイン也子尹ノ反ハスイン也。人は、ンキント云ナリ。(以下略)」

この記述の中で今問題となるのは「人何云シキント」「人は、ンキント云ナリ」である。この人がどの様に解釈されるかが問題となる。

右に引用した部分は、反切に依って導き出される音と当時の「人」の発音との間に相違が見られるその理由を問答形式に依って説明した部分である。そこで、この「人」の発音の性格を明らかにする為に、右の記述を含む全てについて、反切帰音と「人」が云う音とを対比して抜き出してみると次の様になる。

者	之野反	サ	シャ
捨舎	書治反	サ	シャ
宏	胡盲反	カウ	クワウ
黠	故八反	カツ	クワツ
慣	胡对反	カイ	クワイ

波 補火反

フク

ハ

莎 蘇和反

スワ

サ

随 旬為反

シ

スイ

追 陟為反

チ

ツイ

威 於非反

イ

キ

龜 居追反

クイ

クキ

遼 渠追反

クイ

クキ

裴 渠佳反

クイ

クキ

春 子尹反

シン

シン

右に取り挙げられた諸字の「反切帰音」と「人云音」とを、平安後期院政期の訓点資料に求めてみると、その「人云音」の形しか出現しない事が明らかである。この事は、結局「シン」を含めて「人云」として示された音形が当時の一般的な形であった事を物語るのであって、「ンキン」という諄韻齒音字の合拗音形が決して特異な音形ではなかったと考えねばならないのである。

三 具体資料に於る表記の実態

右の事実をふまえた上で、次に具体的な資料の実態を見る事にす

ます仏家点について時代順に管見に及んだものを取り挙げると次の如くである。

① 聖語藏本央掘魔羅經平安初期点

術真矣

② 西大寺本金光明最勝王經平安初期点

術スチ

③ 地藏十輪經元慶七年点

- 淳、酸、駿
- ④ 興福寺本日本靈異記卷上(平安初期)
駿主因反
- ⑤ 興福寺本大唐西城記平安中期点
俊す
- ⑥ 長承本蒙求朱点天曆頃点
俊・偽・淳・遵以上奉
- ⑦ 南海寄帰内法伝平安後期点
脣スキニ
- ⑧ 慈光寺大般若波羅蜜多經平安後期点
淳・准・巡・殉・恂以上ス
- ⑨ 興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝
○ 延久承曆点
駿・遵ス・術スチ
- 承徳三年墨点
俊・峻・竣・浚・洵・璿・巡・恂・淳・遵以上主、巡・楯以上す、
率主キチ
- 同朱点
淳・恂す・駟主キチ
- 永久四年点
峻・遵以上奉
- ⑩ 楊守敬旧蔵本将門記平安後期点
旬・駿以上ス
- ⑪ 真福寺本将門記承徳三年点
楯・舜以上シユン、恤シユン(ママ)
- ⑫ 戒律伝来記保安五年点
- 淳スキ
- ⑬ 蒙求長承三年点
澁・閏・潤以上シケン、詢・遵・循以上スケン、恁・偽以上シユン、珣・荀
・淳・順・潤・閏・恁以上ス、率スキ
- ⑭ 書陵部蔵文鏡秘府論保延六年点
荀・俊・駿・准・脣・瞬・舜・旬・循・恂・潤以上シケン、准・脣
・巡・恂・閏以上スケン、出スキチ、述シキ
- ⑮ 大唐西城記長寛元年点
潤スケン 黜ツキチ反
- ⑯ 遍照發揮性靈集治承三年点
詢スキニ、竣ツニ、恤シキ
- ⑰ 西南院蔵和泉往来文治二年点
春ス、恤スツ、恤出、述ス(ママ)
- ⑱ 九条本法華經音院政期頃点
順・村・楯・淳・村・純・旬以上シユン
- ⑲ 来迎寺本妙法蓮華經院政期頃点
純・楯・村・淳以上シユン、出ツ
- ⑳ 仁和寺蔵仏母大孔雀明王經建久八年点
巡シケン(奉)、出・術シツ、脣シユン 術スキ
- ㉑ 安田八幡宮蔵大般若波羅蜜多經建保三年頃点
遵・純・巡・循・楯・恂・殉以上シユン、春・瞬主、巡・瞬
ン、循ス、恂奉反、術シツ、率ツ
- ㉒ 天理図書館蔵蒙求建保六年点
循・荀・馴・偽・澁・遵・詢・珣・恂以上スケン、遵シケン、珣・恂・
恁・春・淳・順以上シユン、俊・潤・閏以上シユ、出シツ、述スツ、
率スキチ、黜ツキチ

②③ 高山寺藏貞元華嚴經音義安貞二年写本
 檢・詢・循・巡・楯・浚・峻・皴・恂・稷以上シユン、出シユツ、恤・
 郵以上シツ

②④ 東寺藏貞元華嚴經寬喜二年点

楯・循・澹・詢・瞬・峻・村以上シユン、術・出以上シユツ

②⑤ 保延本法華經單字書入れ(鎌倉初期ナラム)

村・淳・村・純・旬以上シユン、楯スツシ、出スツ

②⑥ 草稿本教行信証鎌倉初期点

旬・純・淳・準・舜以上シユン述・術以上シユツ、術シユテ

②⑦ 観智院本作文大体鎌倉初期点

馴シケン、淳スケン、舜シユン

②⑧ 東大國語研究室藏大般若波羅蜜多經建長六年点

潤シユン、潤シ

②⑨ 書院部藏蒙求鎌倉期点

春・遊・馴以上スケン、饨スケン、淳・雋・澹・珣以上シユン、荀・循
 以上スケン、率シユツ、出スツ

③⑩ 観智院本類聚名義抄(本奥仁治二年写)

。和音注

旬・楯・順・恂受シ、旬主シ、出主シ

。朱音注

淳・巡・笋以上スケン、淳シユン、粹・率スキテ

③⑪ 東大國語研究室藏仏母大孔雀明王經鎌倉中期点

腎シユン、巡シユン、術シユツ

③⑫ 国会図書館藏仏母大孔雀明王經元応三年点

巡シユン、腎シユム、出・術以上シユツ、出シユツ

③⑬ 天理図書館藏蒙求康永四年点

珣・循・荀・馴・遊・春・雋・澹・淳・俊・詢・潤・閏・恂・順
 以上シユン、出・率・述以上シユツ、黜シユツ

次に、博士家点について管見に及んだものを時代順に取り挙げる
 と次の如くである。

① 古文尚書平安中期点

郵和撰反、醇音純、恂似俊反、楯音楯反(以上經典積文よりの引用)

② 漢書楊雄伝天曆四年点

嶠子勿反、嶠音華

③ 史記延久五年点

窳ツキチ竹律反、屯ツケン(以上呂后本紀)

④ 白氏文集天永四年点

馴音馴(ママ)、恤音出(以上孝文本紀)

⑤ 古文孝經建久六年点

潤スケン、順シユン、述スキツ、順ス

⑥ 高山寺藏論語卷七・八鎌倉初期点

潤・順・舜・楯以上ヒン、出ヒツ

⑦ 古文孝經仁治二年点

俊・順・舜以上シユン、術シユツ、休チキツ

⑧ 金沢文庫本群治要建長五年点(卷一・二)

循・蠶以上シユン、循スケン、屯ツケン、休ツキツ

⑨ 古文孝經建治三年点

述シユツ、休チキツ

⑩ 猿投神社藏文選弘安五年点

春・峻・澹・逡・巡・純・鶉・荀・駿以上スケン、准シケン、率スケン

- (ママ)、**𪗇**スキツ、**述**シニツ、**休**ツキチユキツ**座**フキチチツ、**屯**トシ
- ⑪ 弘決外典抄弘安七年点
純スキム、順・峻・閩・殉以上シニン、戌シニツ、訥ツキチ
- ⑫ 猿投神社蔵文選正安四年点
俊・峻・巡・遼・笥以上スキニ、胸シケン、順スン、純・跋以上スム、**𪗇**率以上スキツ、**𪗇**スツ、**𪗇**スツチ(ママ)、**休**チユキツ
- ⑬ 高山寺蔵論語卷四・八嘉元元年点
順シニン、**楯**シケン
- ⑭ 高山寺蔵莊子卷第廿六鎌倉後期点
𪗇シニン
- ⑮ 猿投神社蔵本朝文粹卷第十三鎌倉後期点
舜シニン、**術**シニツ
- ⑯ 古文尚書元徳二年点
循スキン、徇・駿以上シニン、率・戍以上シニツ
- ⑰ 古文孝経元徳二年点
事ツキツ、失ツキツ(ママ)
- ⑱ 猿投神社蔵白氏文集卷第三貞治二年点
郵スキツ音出
- ⑲ 静嘉堂文庫蔵古文尚書南北朝期点
巡シニン、黜チニツ、峻音順、僞音俊、**楯**音順反
- ㉔ 老子至徳三年点
醇シニン、**休**ツキチ

四 実態の考察

扱、以上の具体資料の表記から知られる点を取り出すと次の如くである。

第一、平安初期～中期の資料では、仏家点・博士家点共に、類音字又は反切注を主にしている。開・合兩拗音は本来日本語の音韻体系には存在しなかつたものと考えられる。従って、その様な音節には転写すべき恰好の仮名は存在しなかつた訳で、それ等が類音字又は反切で表記されている理由は正にそこに在ると考えられる。敢えて仮名表記しようとするれば齟齬の少ない形として西大寺本金光明最勝王経平安初期点の「スチ」の如く所謂直音表記とならざるを得なかつたのである。逆な観点から言えば、後にこれ等の拗音が拗音形としての仮名表記に固定した段階は、それが日本語音韻体系の中に一つの明確な位置を得た段階と考へ得る事になるであらう。

第二、平安後期以後、仏家点・博士家点共に仮名表記される様になる。仮名表記の形として、(a)仏家点の平安後期～鎌倉期の資料では合拗音形を主とするものと、開拗音形のみものとの二系列に分れる。(b)博士家点の平安後期～鎌倉期の資料では開合兩拗音形を混用しておりどちらか一方のみに統一されていない。

仏家点に於る二系列を文献に依つて整理してみると次の如くなる。

・合拗音形を主とするもの―⑦南海寄帰内法伝、⑨大慈恩寺三蔵法師伝、⑫戒律伝來記、⑬長承本蒙求、⑭文鏡秘府論、⑮大唐西域記、⑯性靈集、⑰孔雀経、⑱作文大体、⑳蒙求、㉑名義抄朱音注。開拗音形のみもの―⑧大般若経(但し直音表記のみ)、⑩將門記同上、⑪將門記、⑭和泉往來(直音・類音字表記のみ)、⑮法華経音、⑯法華経、⑰大般若経、⑱華嚴経音義、⑳華嚴経、㉑法華経単字、㉒教行信証、㉓大般若経、㉔名義抄和音、㉕孔雀経

ここで、何故その様な相異が生じたのかを検討する為に、それぞれがどの様な字音の系統に依つて読まれていたかを調べてみると、

若干の異例をのぞいて、前者は漢音読誦、後者は吳音読誦された資料である事が明らかになる。若干の異例とは、將門記の二本・和泉往来と⑩孔雀経である。將門記二本と和泉往来は詳細に見ると語彙音形として吳音と漢音とを混用している。そして共に本文は変体漢文である。この点を考え合せると、これ等三点が開拗音形を取るのほ、そこに使用された字音が仏家点の中の吳音読誦資料の性格に共通するものである事が考えられる。これに対して、⑨孔雀経は典型的な漢音資料の一なのであって、これが開拗音形のみしか取らない事は前三者とは別の理由に基くものとしなければならぬ(この点については後述)。

同じく仏教経典であっても、それぞれの経典に依って、漢音読と吳音読とに分かれる事については既に先学の指摘された所である。⁽⁴⁾そして更に、臻撮合転舌齒音字が合拗音形を含むか、開拗音形のみかは、その経典が漢音読であるか、吳音読であるかに対応している事になる。即ち漢音読ならば合拗音形を含み、吳音読ならば開拗音形のみである事が明らかになる。

以上の観点に立って博士家点の資料を見る時、これ等がいずれも合拗音形を主流としている事が素直に宜えるのである。即ち、博士家に於ては伝統的に外典類を悉く漢音読して来た。従ってこれ等の資料に於ては、仏家漢音読資料と同じく合拗音形が見出される事になると考えられるのである。

ではなぜ、中古期漢字音に於ては漢音に合拗音形が見出せるのであるのか。

中古期の字音資料に依って、この期の吳音と漢音とを比較してみると、両者の間に次の如き顕著な相違の存する事が指摘出来る。

①吳音では平声・入声が一声調であるのに対し、漢音ではそれぞれ

れ軽重を区別して二調値に区別されている。⁽⁵⁾

②吳音では去声の上声化という声調変化が起つたのに対し、漢音ではその様な変化は全く起っていない。⁽⁶⁾

③吳音では入声字の促音化が頻発していたのに対し、漢音ではこの事象が非常に少なかった。⁽⁷⁾

④吳音では連濁が頻発していたのに対し、漢音ではこの事象が殆ど発生しなかった。⁽⁸⁾

以上の四相違点は、結局、吳音と漢音の和化度が中古期という同一時点に於て大きく相違しており、吳音は和化を完了し、漢音はまだ多分に中国語原音の姿を留めて学習されていた事を反映していると考えざるを得ない。漢音資料に於て「スキ」「シキ」「シエ」等が混在するのは正にその原音の「S₁W₁T₁」又は「S₁W₁」⁽⁹⁾を正しく表記しようとした結果であろうと考えられる。

これに対して、吳音読資料に於て開拗音形「シエ」に統一されているのは、中古期には既に日本吳音体系としてその形の拗音が体系の中に確立されていた事を物語っていると解釈される。それは同時に表記体系としての確立をも意味していると考えられる。或いは方向としては表記体系の統一意識がその形の拗音への確立を促したと考えるべきかも知れない。

今、吳音系字音の代表として比較的多数の仮名書音形が拾える「類聚名義抄」の「和音」注を取り挙げ、そこに於て「サ行拗音」全般がどの様な表記形態を示すかを調べてみると次の如くである。

◎ 凶書寮本真興和音注

。魚韻・渚・曙以上シ

。虞韻・澗^{主受}

。麻韻・瀾^{シヤ}

- 陽韻…裝・壯・商・詳以上シヤウ
 - 藥韻…綽・斫以上シヤク
 - 昔韻…跡シヤク
 - 蒸韻…澄シヨウ
 - ◎観智院本和音注
 - 東韻…終シユウ、充シウ、(衆シウ)
 - 屋韻…罔シユウ、爾シユウ、(叔・爾・宿・盛以上シウ)
 - 鍾韻…種・從シウ、訟・頌シウ
 - 魚韻…詛・初・所・疏・諸・渚・杵・処・書・暑・瘡・疽以上シウ
 - 助目、(舒シウ、楚・疽シウ)
 - 虞韻…數・注・聚・須・樹以上シユ、澍・堅・戍・趣以上シ、澍シ
 - 麻韻…擣・又・差・沙・灑・遮・車・射・舍・闍・社・写・耶
 - 斜以上シヤ、蛇シヤ
 - 陽韻…裝・莊・壯・麻・章・唱・賞・尚・障・郟・臈・詳以上シヤウ
 - 上シヤウ、狀・常シヤウ
 - 藥韻…錯・斫・綽・嚼以上シヤク、鵠シヤク、錯シヤク
 - 庚韻…生シヤウ
 - 清韻…清・淨シヤウ、精・請シヤウ、情・靜シヤウ、晴シヤウ
 - 昔韻…借・籍・藉・席以上シヤク
 - 青韻…青・星シヤウ
 - 錫韻…磴・寂シヤク
 - 蒸韻…証・稱・秤・升・昇・澄以上シウ、承シウ
 - 職韻…殖シヨク
- 以上に見られる様に、呉音系字音に於るサ行拗音は、原音の合口要素の有無に関係なく、全て「シヤ」(清音「者」、濁音「謝」の類音字表記を含む)、「シユ」(清音「主」、濁音「寿」「受」の

類音字表記を含む)、「シヨ」(清音「所」、濁音「序」の類音字表記を含む)の三形に収斂してしまう事が明らかである。諄韻の表記が呉音に於て早く「シユ」に固定したのは、正にこの「サ行拗音は「シヤ」「シユ」「シヨ」という体系意識に於る収斂性に求める事が出来るであろう。

最後に、鎌倉期以後の資料についてみると、仏家点の呉音資料、漢音資料、博士家点の資料、いずれもが「シユ」「チユ」形に統一されて来る様になる。即ち、漢音に於ても鎌倉後期〜南北朝以後、それまでの合拗音表記が消滅し開拗音形に統一されて行つたと考えられるのである。但し、同じ漢音資料と言つても、仏家点の場合と博士家点の場合とは若干の時間的なずれを認めねばならない。仏家点の場合で開拗音形のみしか見られない漢音資料は⑨孔雀経鎌倉中期点(一二五〇年頃の加点である)である。これに対して、博士家点では南北朝期の資料⑩や⑪に於ても尚合拗音形が見出されるのである。即ち博士家点の方により後まで合拗音形が保たれている事は明らかである。然し更に考えるに、全般的に博士家点に於ては保守性が強い―それが伝統を重んじる家学の上に成立しているものであるが故に―。という事は、それ等博士家点に於る合拗音形は前代のものゝ写点に依つて形として残つたものであるにすぎない可能性が高いと考えられる。仏家の、読誦經典たる孔雀経や幼学指南書書の性格(四字一句を漢音で素読して暗記させる)を有する蒙求はその当時の音声上の実態をより正しく生の形で反映していると考えられ、その様な資料に鎌倉中期頃以後合拗音形が見られなくなるのは、この頃から漢音の原音の性格が薄れ呉音と同じ方向へ和化を始めた事を物語っている。東大本孔雀経は正にその先駆的な姿を呈していると考えられる。

斯くして、諄韻舌齒音字は呉音・漢音が共に日本字音として南北朝期には一形に固定して行って今日に至るといふ歴史的变化を遂げたと考えられる。

五 字音仮名遣上に於るサ・タ行合拗音の位置

今日通行の漢和字典、國語辭典類にはそれぞれの漢字の音が「字音仮名遣い」として示されている。そしてそれぞれの編者の立場に依って、その認定は必ずしも一定していないのがその実情である。然し、基本的に共通しているのは、それが和語の「歴史的仮名遣い」に対応する字音の歴史的仮名遣であるという認識に基いているという点である。和語の歴史的仮名遣も字音仮名遣も共にその源は江戸時代の學者に求める事が出来る。そして和語の歴史的仮名遣は、その定められた結果を根拠にすれば、平安時代中期の日本語の仮名の使われ方が基盤にされたものと考えられる。字音仮名遣が字音に於ける歴史的仮名遣とする立場を取る限り、それも亦平安中期の仮名の使われ方が基盤にされねばならないのが筋である。然しながら、字音仮名遣を一応定着させた江戸時代の學者達のは、恐らく和語の場合に比してその依るべき具体資料の乏しさ故であろうが、多分に「韻鏡」に頼った類推に依る理論的な仮名遣であり、同時に彼らが生きた時代の音韻体系にしばられるという宿命を持って成立したものである。従って、今日の如き種々の古文獻が國語史研究に活用出来るに至った時点に於て、その文獻に見出される実態に従って訂正追補を行う動きが出て来るのも亦当然と言える。その様にして訂正された部分としては第一に支撰合転舌齒音字の「スキ」「ツキ」「ルキ」を「スイ」「ツイ」「ルイ」とした点で、これ等は古文獻では「一キ」で表記されたものが原則として

存在しない。第二に豪韻唇音字の「ハウ」「マウ」を「ホウ」「モウ」とした点で、これも古文獻では合音形しか原則として出現しないのである。以上の如き点は、正に訂正前の形は韻鏡に依って導かれた類推音であった訳である。

か様な立場に立って古文獻に見られる形に訂正して行くとするならば、他にも尚訂正されるべき点が残されていると言える。即ち例えば、*m*と*n*の区別—字音仮名遣では共に「*n*」で表記してしま⁴⁰うが古文獻では表記し分ける—、直音「キ」「キン」等に対する合拗音「クキ」「クキン」等の区別—字音仮名遣では区別を認めないが古文獻では区別されている—、直音「ケ」「ケン」等に対する合拗音「クエ」「クエン」等の区別—これも亦古文獻では区別されている—、等である。以上の諸点が字音仮名遣で区別されていないのは、結局その根幹が定められた江戸時代に於て音韻としての区別が既に存在しなかったからに他ならない。即ち先にその時代的背景にしばられる宿命と述べた点である。字音仮名遣で「クワ」「クワン」の如きア列合拗音が認められているのはまだその時代にこれが音韻として区別されていたという単にその点のみに理由が存するのである。

扱、字音仮名遣というものを以上の如く把える時、本稿の主題とした支撰合転舌齒音字の場合にはどの様な問題を提供するのであるか。該字群の史の実態を見る時、我々は和語の歴史的仮名遣と字音の歴史的仮名遣を同一列に議論し得ない事を見て取る事が出来る。先に見た如く、この場合には漢音と呉音とで明らか相違があり、漢音の場合には時代の流れに沿って表記形が変化している事が明らかであり、更にその上、同一共時態に於ても種々の異形が併存している事が明らかである。従って、字音仮名遣を平安中期（乃至

字音の仮名表記のほぼ出揃うと考えられる平安後期)の実態に依って決定しようとしても和語の如き一字一形に収める事は不可能なのである。

同一共時態に於る異形表記が単なるゆれでない(即ち一つ標準的な形が社会的に認められており他が単なるヴァリエーションにすぎない)という様な共通認識が有ったのではない)事は、色葉字類抄(治承年間一一七七〜八一に成立)に依って明言し得る。この字書は当時の日常常用文表記の為に漢字・漢語をその読みに従ってイロハ順に収載したものである。この字書に於て「春」「楯」等々の字がどこに収められ、どの様な仮名が加えられているかを調べてみると、「ジュン」「シケン」「スキン」「スン」等の諸形が見られ、前二者は見出し「シ部」に収められ、後二者は見出し「ス部」にそれぞれ分けて収載されているのである。斯くの如く字書の見出しに明確に分けて収載されている事は明らかにそれぞれ四形が―或いは厳密に言えば少くとも「シケン」「シユン」と「スキン」「スン」とが―社会的に容認された仮名書形として独立していた事を物語っている。具体例「准」字を取り挙げてみれば、この字には

因准インスケン (上巻イ部)

准擬ニニョキ (下巻シ部)

准的スシテキ (下巻ス部)

の如き例が存するから、少くとも「准」字に「スキン」「シユン」「スン」の三形が社会的に容認せられていたと認めねばならないという事である。

漢字音が外来語として我が国にもたらされ、やがて日本語の音韻体系に吸収消化されたり或いは日本語音韻を増加させたりして行った過程で、両者の音韻体系の間に大きな相違が有った以上、いかに

それを文字に定着させるかについて試行錯誤の期間を持たざるを得なかつたのである。それがこの異形併存の実態なのであって、本来的にそういう実態を呈する時期を通過せざるを得ない性格を、字音は有していたという事であらう。

字音仮名遣は、今後尚引続いて補訂が漸次試みられねばならないであらうが、以上の如きその本性を前提として考えて行く必要が有ると思うのである。

〈注〉

- (1) 例えば次の如くである。遠藤嘉基「合拗音は、字音のうえて、クワ、クキ、クエの三つがあるにすぎない。その他に、ツキ、スキがあるが、これは、学者の訓みで、実際に発音されなかつたらしい。たとえば、潤スキ、黽ツキチ(大唐西城記長寛元年点)、屯ツキ(史記孝文本紀延久五年点)とあるのだが、いずれも院政期に入ってからであり、平安朝では、鞋スイ(大唐三藏法師表啓)、倅スイ(大智度論)、墮ツイ(地藏十輪経)とあって、恐らく、スイ、ツイ、とよまれていたかと思われる。けつきよく合拗音は、カ行だけということになる。」(「訓点資料と訓点語の研究」)。大坪併治「拗音の表記は、開・合共に普通に行はれてゐる通りであるが、中には無理に合拗音化したと見られるものもある。禰一袴(一一七五)、脣一吻(一一七五)26墨点シン。禰は左のコンが普通であり、脣はシンまたはシンとあるべきであらう。」(「訓点資料の研究」三七〇頁)。

(2) 「中国音韻学研究」(華訳本五〇一頁以下)。

(3) 今、そこに示されている漢字の付音例を明覚に近い時期のものから拾ってみると次の如くである(但し同一字の例が無いものは同音の他字の例を出す)。

禰一袴(白氏文集天永点卷三)

- 舍シヤ (長承本蒙求)
 宏ワラウ (興福寺本大慈恩寺三藏法師傳承律点)
 槐・晦クワイ (長承本蒙求)
 波ハ (長承本蒙求)
 莎サ (文鏡秘府論保証点)
 随スイ (長承本蒙求)
 椎ツイ (文鏡秘府論保証点)
 莖キ (文鏡秘府論保証点)
 亀クキ (長承本蒙求)
 遼クキ (興福寺本大慈恩寺三藏法師伝延久点)
 葵クキ (同右)
- (4) 築島裕「平安時代語新論」、同「国語の歴史」参照。
 (5) 拙稿「法華経具音説に於ける輕声について」(「信州大学人文科学論集」第8号)。
 (6) 拙稿「毘富羅声の機能」(「国語学」第八四集)。
 (7) 拙稿「日本漢字音に於ける唇内入声字の促音化とフ入声」(「国語学」第九八集)及び「漢字音に於ける促音の表示法」(「国文学攷」第六九集)。
 (8) 拙稿「漢音の連濁」(「国語国文」第四二卷十二号)。
 (9) 中国語に於て拗音要素と合口要素の両者を有する韻の場合、そのどちらが前に位置していたか必ずしも明確ではないのである。参考・有坂秀世「上代音韻攷」二七二頁以下。
 (10) この点を始めて論じたものとして、満田新造「スキ」「ツキ」「ユキ」「ルキ」の字音仮名遣は正しからず」(「国学院雑誌」第二十六卷(大正九年)七号)がある。
 (11) この点を論じたものとして、有坂秀世「帽子」等の仮名遣について」(「文学」昭和十七年七月号)が有る。
 (12) 勿論言うまでもなく、この両撥音が音韻として区別されなくなる鎌倉

以後の古文献では区別は無くなる。音韻として両者が区別されている時代の古文献という謂。

(12) この点も先に同じく鎌倉以後は音韻としての区別が無くなったと考えられるから、それ以前の文献の謂。